

令和8年度セーフティネット保証等融資にかかる

信用保証料に対する助成事業要領

令和8年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、国が定めるセーフティネット保証を受けた融資等にかかる福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証料を支払った場合に、その保証料の一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる保証料

令和8年4月1日から令和9年2月22日までの融資実行分にかかる保証協会の保証料（以下「保証料」という。）で、次に掲げるもの。

- (1) 国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）を受けた融資にかかる保証料
- (2) 国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」）に規定する保証を受けた融資にかかる保証料
- (3) 原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした福島県が定めるセーフティネット制度及び緊急経済対策資金等融資にかかる保証料

4 助成金額

保証料（公的機関より助成がある場合は、その額を差し引いた保証料）の額が10万円までは全額、10万円を超えるときは超えた額の2分の1に10万円を加えた額（年度内20万円限度）とする。

ただし、「災害関係保証」又は「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資にかかる保証料に対する助成金の限度額は、1会員あたり40万円とする。

5 申請期間

令和8年5月1日から令和9年2月22日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 3,000,000円

7 助成金の申請手続

保証協会に保証料を支払った場合、別紙「セーフティネット保証等融資にかかる信用保証協会保証料助成申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送等又は持参により提出する。

8 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

9 助成金の返納

融資の繰上償還等を行い、保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会に申告し、返還額に相当する助成金を返納しなければならない。

10 注意事項

- (1) 「福島県信用保証協会利用の信用保証料助成要領」(以下「一般保証」という。)による助成を受けた場合でも、本助成金を別枠で受けることができる。
- (2) 本助成金により限度額まで助成を受けた後、再度、本助成金の交付対象となる融資を受けた場合の保証料は、一般保証より助成を受けることはできない。
- (3) 保証料が分割払の場合、申請1回で終了とする。